

## 学校いじめ防止基本方針（那覇市立 大道小学校）

### 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

#### 1 基本理念、いじめの定義等

##### (1) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（以下省略）

【いじめ防止対策推進法】

##### (2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

##### (3) いじめの防止等に関する基本的考え方

本校においては、特に次のようなことに留意して、いじめの防止等のために教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携のもと、取り組むものとする。

###### ①いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、児童一人ひとりがいのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。そのためには、本校では「道徳」等を中心に学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を児童が深く考える機会を設けることや、児童のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくことが重要である。いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、研修を実施し、教職員の資質の向上を図ることも必要である。

###### ②いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるもの」との認識のもと、全職員が児童の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。更には、日頃から、児童や保護者が相談しやすい体制を作り、その積極的な周知を図るとともに本校独自の全児童アンケートや教育相談などを計画的に実施し、いじ

めの早期発見にあたるのが重要である。また、いじめの発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりも不可欠である。

### ③いじめの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、学年主任、生徒指導主事・教頭を通じて校長へ報告し、部会による情報共有のもと、学校としての組織的な対応を行う。

いじめられた児童及びいじめた児童への対応は、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図ることが不可欠である。なお、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いたり、解決はしたが、児童の心のケアが必要なケースもあると考えられることから、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、更には、進級などによる引き継ぎも適切に行っていくことが大切であると考ええる。

## 2 いじめの防止等のための対策の内容

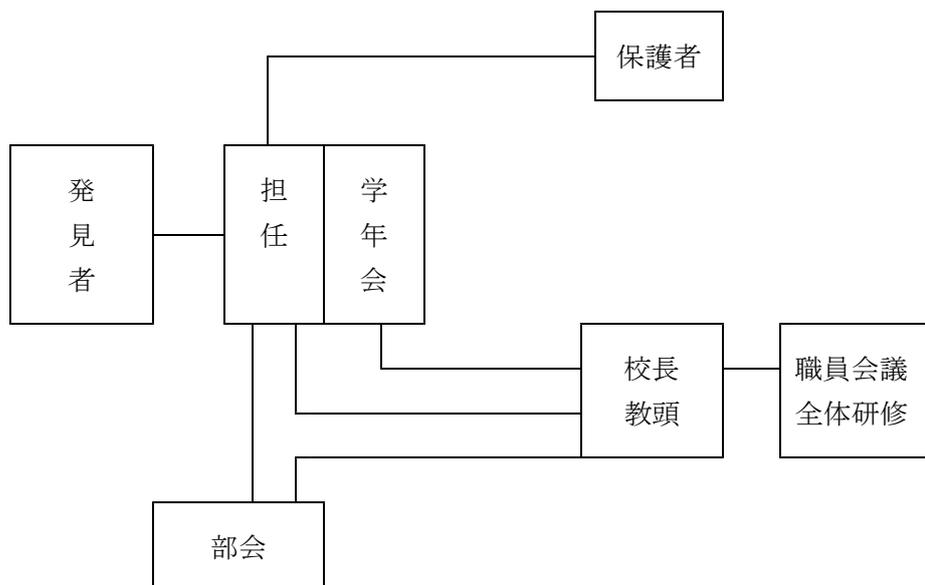
### (1) いじめの防止等のための組織

#### ①大道小学校いじめ防止等対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「大道小学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。

委員会の構成は、基本的に校長・教頭・生徒指導主事・教育相談担当・担任・学年主任・養護教諭等によるものとする。なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や関係者等の出席を求めることができる。

#### ②いじめに対する指導体制



### (3) 重大事態への対処

#### ①重大事態とは

いじめの重大事態については、法第28条第1項に、掲げる場合として、規定がある。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、この場合の例として、

- 児童が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- などが考えられる。

#### ②重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。(那覇地方法務局内、沖縄県保護司連合会・沖縄県人権養護連合会)なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

### 問題行動児童の指導について

- (1) まず担任の教師が指導し、校長・教頭に報告する。
- (2) 問題行動の程度によって同学年で指導し、校長・教頭に報告する。
- (3) 再び繰り返した場合は、校長・教頭に連絡し、管理職が直接指導を行う。
- (4) 問題行動の程度によって、生徒指導部会で必要に応じ、対処策を協議し、類似行為の発生や未然防止の指導を行う。
- (5) 指導の効果を高めるため、場合によっては教育機関等との連携を行う。
- (6) 指導の効果を高めるため、場合によっては家庭やP T A・地域と連携を行う。
- (7) 改善が見られない場合は、学校教育法第11条及び同施行規則第13条によって、校長は適切な懲戒を行うことも考慮する。

※懲戒・・・学習権確保のため、問題のある児童には空き教室で授業を行う。  
又は、保護者に連絡をとり家庭で引き取ってもらう。

※問題行動・不登校等の程度や場合によっては、管理職と話し合い、  
ケース会議を開く。(ケース会議の参加者は、管理職と話し合い決める。)